

動物検疫所指名停止措置一覧表

業者名	会社の所在地	指名停止期間	指名停止等措置 要領の該当要件	指名停止の理由
有限会社クワヤマコン ストラクション	兵庫県伊丹市中野 東1丁目298番 地	令和8年8月17日～ 令和8年11月16日 (3カ月)	「動物検疫所工事請負 契約指名停止等措置要 領」別表第2第15号 (不正又は不誠実な行 為)	当該業者は令和8年3月2日に契約締結を行なった「動物検疫所中部空港支所名古屋出張所野跡検疫場既存建物等解体及び機材保管庫新築その他工事設計業務」の契約において、履行期間である令和8年6月30日までに業務が完了せず、その後、令和8年7月30日までに業務を完了するよう履行の催告を行なったが、完了しなかった。 このことが、「動物検疫所工事請負契約指名停止等措置要領」(令和8年7月30日付8動検第363号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。